



一般社団法人

茨城県保険医協会

出版物のご案内

2020年9月発行

在宅医療点数の手引

2020年度 改定版

全国保険医団体連合会発行 B5判 650ページ

会員価格 4,000円(定価 5,000円) ※税・送料込み

複雑な在宅点数を、図解や フローチャートを多用し解りやすく解説!!

他に類を見ない書籍!

- ◆在宅医療点数は、対象患者や算定要件が詳細に定められており、複雑で最も請求漏れや誤りの多い点数です。この複雑な在宅点数および在宅関連の介護報酬について、はじめて在宅医療に取り組む人にもわかりやすいよう、オリジナルの図表などを用いて解説しました。
- ◆本書は、請求誤り・請求漏れを防ぐことを主眼に編集され、レセプト・カルテの記載上の留意点や、疑義解釈のほか、70例を超えるレセプト請求例を掲載するなど内容も満載。また、在宅医療点数と介護報酬を併せて算定する事例を、それぞれのレセプト記載見本をつけて解説するなど、本書があれば在宅医療の理解、請求漏れ対策は万全です。

■主な内容■

在宅医療を始める前に／在宅医療点数算定上の留意点／在宅医療点数の解説と明細書記載の要点／医療保険と介護保険の給付調整／施設入居(所)者の医療／介護保険における医療系居宅介護サービスの解説／請求事例

連絡先：一般社団法人 茨城県保険医協会
TEL029(823)7930 FAX029(822)1341
E-mail:info@ibaho.jp
〒300-0038 茨城県土浦市大町 12-31

注文書

切り取らずこのままFAX029-822-1341へお送りください

医療機関名 _____ 担当者名 _____ ※必ずご記入ください。

住所 (〒 _____) _____

連絡先 TEL _____ FAX _____

注文数 (_____ 冊) × 価格 (4,000円(会員価格) or 5,000円(定価)) = 合計(_____)円

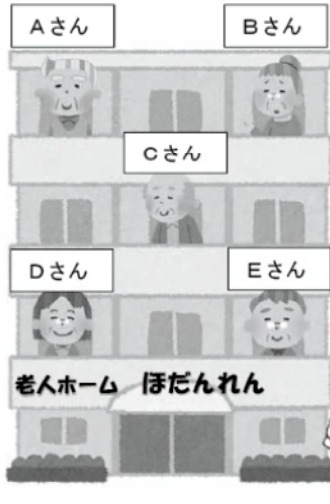
代金支払方法 座振替・代引き ※いずれかに○をつけてください(座振替は会員のみ利用可)。
※代引きは、代引き手数料として330円いただきます。

< 参考 >

訪問診療「同一建物住居者」・在医総管等「単一建物診療患者」の考え方

事例1

■有料老人ホームの複数患者に月2回の訪問診療を実施した場合（強化型以外の支援診が訪問）



(時系列)
 5日 5人全員訪問診療
 10日 Cさんのみ訪問診療
 15日 Aさん、Bさん、Dさん、Eさん訪問診療

(在宅点数の算定)
Aさん、Bさん、Dさん、Eさん
 訪問診療料 213点×2
 施設総管 1,400点 (月2回以上・単一建物診療患者 2~9人)
Cさん
 訪問診療料 888点×1、213点×1
 施設総管 1,400点 (月2回以上・単一建物診療患者 2~9人)
 ※訪問診療料の「同一建物住居者」と在医総管等の「単一建物診療患者」は分けてカウントする。

事例2

■有料老人ホームで10人診療しており、9人に在宅医学管理、1人に在宅がん医療総合診療を行っている場合（強化型以外の支援診が訪問）



(時系列)
 10日 10人全員訪問診療
 25日 10人全員訪問診療
 ※Aさんに対する他の訪問診療・訪問看護については省略

(在宅点数の算定)
Aさん (末期がん)
 在宅がん医療総合診療料を算定 (省略)
その他 (9人)
 訪問診療料 213点×2、施設総管 1,400点 (月2回以上・単一建物診療患者 2~9人※)
 ※単一建物診療患者数は当該建物において在宅医学管理を行っている (=在医総管等を算定している) 患者数でカウントする。

(例4) 急性増悪期を頻回の訪問診療で対応した請求事例 (診療所・後期高齢者・10月分)

傷病名	(1) 糖尿病	(1) 28年4月17日	治	中	止	保	10	日
	(2) 脳梗塞後遺症	(2) 28年4月17日	診			診	公	日
診療開始日	(3) 慢性気管支炎	(3) 28年9月14日				診	公	日
	(4) 慢性気管支炎 (急性増悪)	(4) 2年10月23日	種			診	公	日
① 初診	再外来管理加算	時間外	診	夜		診	公	日
② 再診	診	時間外	診	夜		診	公	日
③ 医学管理	往夜診	時間外	診	夜		診	公	日
④ 在宅	深夜・緊急在宅患者訪問診療	時間外	診	夜		診	公	日
⑤ 投薬	①内服薬剤	時間外	診	夜		診	公	日
⑥ 注射	②外用薬剤	時間外	診	夜		診	公	日
	③処方	時間外	診	夜		診	公	日
⑦ 検査	④麻酔	時間外	診	夜		診	公	日
	⑤調剤	時間外	診	夜		診	公	日
⑧ 画像診断	⑥その他	時間外	診	夜		診	公	日
	⑦その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑨ その他	⑧皮下筋肉内注射	時間外	診	夜		診	公	日
	⑨その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑩ 処方箋	⑩静脈内	時間外	診	夜		診	公	日
	⑪その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑪ その他	⑫その他	時間外	診	夜		診	公	日
	⑬その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑫ その他	⑭その他	時間外	診	夜		診	公	日
	⑮その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑬ その他	⑯その他	時間外	診	夜		診	公	日
	⑰その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑭ その他	⑱その他	時間外	診	夜		診	公	日
	⑲その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑮ その他	⑳その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉑その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑯ その他	㉒その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉓その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑰ その他	㉔その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉕その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑱ その他	㉖その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉗その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑲ その他	㉘その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉙その他	時間外	診	夜		診	公	日
⑳ その他	㉚その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉛その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉑ その他	㉜その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉝その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉒ その他	㉞その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㉟その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉓ その他	㊱その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊲その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉔ その他	㊳その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊴その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉕ その他	㊵その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊶その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉖ その他	㊷その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊸その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉗ その他	㊹その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊺その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉘ その他	㊻その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊼その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉙ その他	㊽その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊾その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉚ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉛ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉜ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉝ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉞ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㉟ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊱ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊲ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊳ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊴ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊵ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊶ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊷ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊸ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊹ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊺ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊻ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊼ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊽ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊾ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
㊿ その他	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日
	㊿その他	時間外	診	夜		診	公	日

コメント：(1) 23日、慢性気管支炎が急性増悪したため、頻回の訪問診療の必要を認め、30日まで訪問診療を毎日行うとともに併せて特別訪問看護指示を行った。
 (2) 翌月1日に引き続き頻回な訪問診療の必要を認めた場合は、引き続き14日間の頻回な訪問診療が可能である。
 (3) 急性増悪等により頻回な訪問診療を行った場合は、その必要性、必要を認めた診療年月日及び当該訪問診療を行った年月日を記載する。(★)
 (4) 急性増悪等により頻回な訪問看護を行った場合は、(例24)を参照。⇒P.552